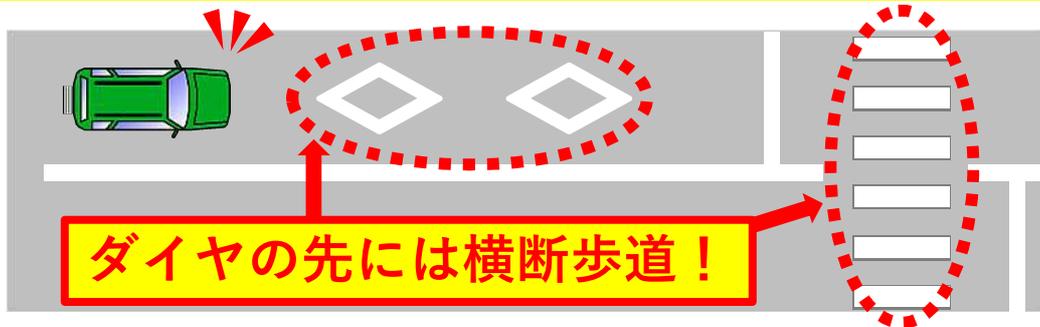


交通安全かわら版

令和6年9月
茨城県警察本部交通総務課
NO. 34

～信号機のない横断歩道での事故防止～

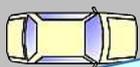
信号機のない横断歩道の事故に注意！



◇（ダイヤモンドマーク）の先には、必ず横断歩道又は自転車横断帯があります。ダイヤモンドマークを見つけたら、減速進行し、**横断歩道等付近の歩行者等の有無を確認、横断歩行者等がいる場合は、横断歩道等の手前で一時停止し、歩行者等の通行を妨げないようにしましょう。**（道路交通法第38条第1項 前段・後段）

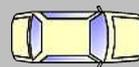
⚠ 横断歩行者等妨害等
点数2点 反則金9,000円(普通車)

横断歩道等に接近する場合



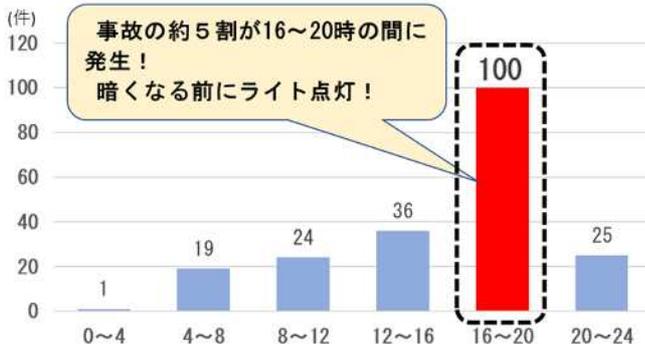
停止線の直前で停止できるような速度で進行
(進路前方を横断しようとする歩行者等がいらないことが明らかな場合を除く。)

横断歩行者等がいる場合



横断しようとする歩行者等がいる時は、横断歩道等の直前(停止線の直前)で一時停止し、歩行者等に道を譲る

【信号機のない横断歩道上の事故】 発生時間別(R3～R5累計・205件)



【夕暮れ時から夜間の事故に注意】

信号機のない横断歩道上の事故は、発生時間別では、約5割が16～20時の間に発生しており、周囲が暗くなる**夕暮れ時から夜間にかけて多く発生する**傾向があります。

運転する際は、**早めのライト点灯やハイビームの積極的活用**により、横断歩行者等の早期発見に努めましょう。

秋の全国交通安全運動実施中！
交通事故防止にご協力をお願いします！